



「老朽化消火器の回収について」

お手元の消火器、疲労していませんか？
～ 製造年・傷・錆・変形・腐食 ～

春季火災予防運動（3月20日～26日）の重点目標の一つとして「老朽化消火器等の回収及び、住宅に適した消火器の普及を図る」ことを掲げております。

老朽化消火器の回収を、下記の日程で実施致します。

記

1回目 平成28年3月 6日（日） 10:00～12:00

2回目 平成28年3月13日（日） 10:00～12:00

回収場所 ○かほく市内日角3丁目1番地 かほく市消防本部
○かほく市高松才21番地1 高松分署
※専門業者が回収・販売致します。

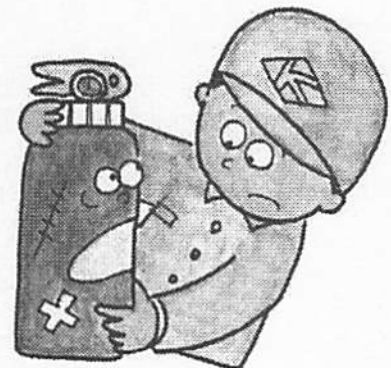
【回収対象及び留意事項】

- (1) 容器外面に腐食の発生や変形が確認されるもの。
(安全栓を抜かず、かつ、レバーを握らないこと。)
- (2) 住宅には消火器の設置義務はありませんが、交換の目安は製造から10年
住宅用の表示がある住宅用消火器は製造から5年です。
- (3) 回収に係る費用は、1本1000円（税込）です。
(新品1本購入につき1本の廃棄が無料)
※大型消火器の廃棄については別料金となります。

・今回の老朽化消火器の回収に伴い、これに便乗した不適正な消火器の点検や販売に注意して下さい。

・詳細についての問い合わせ先

かほく市消防本部 ☎283-3585
担当課 予防課



◎設置しましたか 住宅用火災警報器